

日本航空株式会社 代表取締役社長 鳥取三津子 様

署名呼びかけ人 緒方桂子(南山大学教授) 竹信三恵子(和光大学名誉教授)  
田中優子(法政大学名誉教授・元総長) 角田由紀子(弁護士)  
松原文枝(ジャーナリスト)

### 鳥取社長に日本航空(JAL)解雇争議の早期解決にむけ人権尊重の決断を要請します

第2次世界大戦の敗戦後、日本国憲法の制定により、女性の参政権、男女平等の原則が実現し、労働基準法の施行で「同一労働同一賃金」の原則が打ち立てられました。しかし、戦前からの根強い家父長制は女性を一人の人間として尊重することが弱く、とりわけ労働の場では、結婚退職、出産退職、男女昇格差別、男女の賃金格差が当たり前とされる状況が今日も続いています。

この戦後80年間、私たちはジェンダー平等と平和を希求し、民主主義・人権尊重の立場からそれぞれの分野で女性差別の障壁とたたかい、ジェンダー平等実現への努力を続けてきました。女性の国会議員・地方議会議員は多少なりとも増え続けてきましたが、いまだ世界の流れから大きく遅れ、企業の女性役員比率は15.6%(2024年)といまだ少数です。国連女性差別撤廃委員会は昨年10月日本報告審議をうけて、女性管理職比率をパリテ(女:男各50%)にするよう勧告しています。「ジェンダーギャップ指数」(2025年)は、日本は148か国中118位とG7で最下位です。

昨年の春、貴社において、航空会社として史上初めて女性社長(客室乗務員出身)が誕生したことは、航空業界のみならず、多くの女性たちに勇気と、確信を与えてくれるものでした。

一方2010年大晦日に、経営破綻を口実に必要のない165名の解雇(パイロット81名、客室乗務員84名)がされ、現在もなお全面解決を目指している争議団員がいることを、私たちは見過ごすわけに参りません。現在、東京都の労働委員会での日本航空(JAL)解雇争議の審査も山場を迎え、日本航空に対して、不当労働行為があった旨の一定の判断が下されることを期待しています。

日本航空第76回株主総会(6月24日)においては、いつになく「人材確保や安全問題、現場の労働者を大切にする経営を求める」発言が多くの株主からされました。同時に、解雇者・争議支援者からの発言をえて、鳥取社長は「2度とこのような状況を作らないことが、私の使命であることを肝に銘じている。真摯にコミュニケーションを取って話し合いを続けたい」と述べられています。

いまこそ、鳥取社長に空の安全と労働者の人権を守る立場から、早期解決のための話し合いのテーブルについていただきことを要請するものです。争議解決は「日本航空(JAL)の人権方針」や公共性をもつ企業価値を高め、ジェンダー平等社会に貢献することに繋がります。 鳥取三津子社長の決断を心から要請いたします。 以上

名 前	住 所 (都道府県・市・区まで)

署名送付先: 〒144-0043 東京都大田区羽田 3丁目3-15 デラモタワー202

JAL闘争を支える会 気付 女性署名およびかけ人一同